

## 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた 新たな税制案に対する市民意見募集結果について

横浜みどりアップ計画の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集の結果がまとまりましたのでご報告します。

今後、本結果や市会でのご議論等を踏まえ、新たな税制案をとりまとめてまいります。

### 1 市民意見募集の実施期間

平成 20 年 10 月 18 日（土）から 11 月 9 日（日）まで

### 2 市民意見募集に付した新たな税制案の概要

#### (1) 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

#### (2) 用途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）のうち、①公有地化等樹林地・農地の保全、②緑化の推進、③維持管理の充実による緑の質の向上、④市民参画の促進など 16 施策 31 事業を市民税均等割超過課税によって実施

#### (3) 必要財源額

約 32 億円（単年度平均）

#### (4) 税率

（個人）年間 1,100 円

（法人）現行の年間均等割額の 11%相当額

（資本金等の規模により 5,500～330,000 円）

#### (5) 実施期間

平成 21 年度から 5 年間

（個人）平成 21 年度分から平成 25 年度分まで

（法人）平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

#### (6) 用途の明確化と検証

- ・ 超過課税による税収分を管理する基金を設置
- ・ 関連事業の収支について、新たな税負担による財源と既存財源を区分して管理する特別会計の設置を検討
- ・ 効果検証等に向け、市民、関係団体、有識者等からなる組織を設置

#### (7) 固定資産税等の軽減措置

- ・ 緑化認定証の交付を受けた建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- ・ 農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

### 3 市民意見募集に係る市民周知の取組

#### 10月17日委員会説明

##### 【公表・周知方法】

- (ア) 区役所、市民情報センター、行政運営調整局、環境創造局において、新たな税制案を公表
- (イ) 本市ホームページに新たな税制案を掲載
- (ウ) 周知用の広報紙（タブロイド版）を作成し、市内PRボックス、緑化関係イベント（市内11会場）等で配布
- (エ) 新聞に意見募集に関する広告を掲載
- (オ) 地域の団体、集会、会合への出張説明会の開催等

充 実

##### 【周知用広報紙の拡充】4万部→11万5千部

- ・ タブロイド版・同コピー（約9万5千部）
- ・ A4版チラシ（約2万部）

##### 【新たに加えた取組】

- ・ 財政状況・行政改革に関するチラシを周知用広報紙に挟み込み（別添1）
- ・ 区役所出張説明会の実施
- ・ 駅前チラシ配布の実施

#### 実施結果

- ◆ 区役所等やホームページでの新たな税制案の公表、広報紙の配布のほか、以下の取組を実施

##### 【イベント】15会場で広報紙を配布

- ・ 区民まつり（西区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区・泉区）のほか、その他のイベント5か所

##### 【新聞広告】7紙に広告を掲載（別添2）

日経新聞（10/24）、読売新聞（10/24）、産経新聞（10/25）、神奈川新聞（10/26）、朝日新聞（10/28）、毎日新聞（11/1）、東京新聞（11/1）

##### 【区役所出張説明会】18区で実施

- ・ 各区半日単位で出張説明会を実施

##### 【駅前ちらし配布】関内駅前（10/31）・桜木町駅前（11/5）

- ・ 朝の通勤時間帯にチラシを配布（各3千部）

##### 【団体・集会等への出張説明】 合計120団体（別添3）

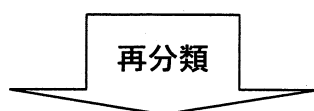
- ・ 経済団体など84団体への出張説明の実施
- ・ 市連会、区連会（18区）、連合町内会9か所、自治会・町内会6か所、市民団体2か所への出張説明会の実施

#### 4 提出された文書の数

提出方法	提出された文書の数
郵送・持参	457 通
ファクシミリ	134 通
Eメール	120 通
合計	711 通

#### 5 提出された文書の状況

区分	提出された文書の数
税制案の導入に反対など、否定的な立場からの意見	363 通
税制案の導入に賛成、やむを得ないなど、肯定的な立場からの意見	178 通
税制案に対する否定的または肯定的な意見の記載がないもの（施策の要望や提案などにとどまる意見など）	103 通
税負担に肯定的ながら、税制案の修正を求める意見	50 通
その他（市民周知の進め方、など）	17 通
合計	711 通



1 通の文書に、複数の意見が記載されているものがあるため、さらに意見内容ごとに区分し、再分類を行いました。

#### 6 提出されたご意見の分野

ご意見の分野	ご意見の件数
横浜みどりアップ計画について	768 件
市民税（個人・法人）均等割超過課税について	720 件
行財政改革等、行政の内部努力について	236 件
固定資産税・都市計画税の軽減について	33 件
その他（市民周知の進め方など）について	136 件
合計	1,893 件

※ 12 頁に、提出されたご意見の整理方法を示しています。

## 7 提出されたご意見とそれに対する現段階の本市の考え方

### (1) 横浜みどりアップ計画について

#### ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
緑の保全・創造、横浜みどりアップ計画の推進を支持し、または、施策を提案するもの	373 件
開発など、これまでの緑減少に対する行政の問題点等を指摘するもの	143 件
横浜みどりアップ計画に対する課題を指摘するもの	128 件
規制の充実を求めるもの	76 件
その他（緑の減少はやむをえない、など）	48 件
合 計	768 件

#### イ 主なご意見の趣旨とそれに対する本市の考え方

##### (ア) 緑の保全・創造、横浜みどりアップ計画の推進を支持し、または、施策を提案するもの

###### 【主なご意見の趣旨】

- ・緑の増加は地球温暖化の抑制にもなるので、横浜みどりアップ計画に賛成する。
- ・緑を守るため、樹林地の保全、農地を守る施策、身近な場所の緑化を進めてほしい。
- ・緑の維持管理のボランティアなど、市民参加型の計画を希望する。 など

###### 【本市の考え方】

横浜の貴重な緑を次世代に継承するため、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの柱で、横浜みどりアップ計画の推進に努力していきたいと考えています。

## (イ) 開発など、これまでの緑減少に対する行政の問題点等を指摘するもの

### 【主なご意見の趣旨】

- ・横浜の緑が減少したのは、市が無秩序な開発を容認し、計画的な都市計画を進めてこなかったことが原因である。
- ・近隣の森林の樹木を伐採して宅地造成している。新たな税による緑保全の前に、今ある樹木の伐採をとめることが先決である。
- ・生態系豊かな里山を保全してほしい。など

### 【本市の考え方】

本市では、市街地の拡大とともに、緑豊かな住みよい環境を極力保全するように、都市計画制度を効果的に活用するとともに、緑施策・農業施策など様々な取組も進めてきました。

また、首都圏の中で好条件の立地環境にあることから、依然として緑の減少が続いているのが現状です。

この「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を着実に推進し、緑の減少を食い止め、さらに増やすことにより、緑豊かな環境を次世代に継承していきたいと考えています。

## (ウ) 横浜みどりアップ計画に対する課題を指摘するもの

### 【主なご意見の趣旨】

- ・計画に掲げられている施策が総花的で、目標が明確でない。
- ・優先順位をつけて規模を縮小すべきである。 など

### 【本市の考え方】

横浜みどりアップ計画の新規・拡充施策では、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で目標を掲げ、その達成を図ることとしています。

具体的には、「樹林地を守る」施策では、緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2830haのうち約3分の2を保全するとともに、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めていきます。

「農地を守る」施策では、農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、約50haの農地の保全を図っていくとともに、市民農園等により農への市民参加を進めていきます。

「緑をつくる」施策では、市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設へ緑化を推進していきます。

## (エ) 規制の充実を求めるもの

### 【主なご意見の趣旨】

- ・緑を保全するため、開発を規制すべきである。
- ・マンション・住宅建設を規制するのが、先ではないか。 など

### 【本市の考え方】

本市ではこれまでも、開発に対して「横浜の緑をつくり育てる条例」や「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を定め、開発規模に応じた緑化の協議や義務付けなどによる誘導を図ってきました。

さらに、今後は、新たに条例を制定いたしました「緑化地域制度」を活用し、住居系用途地域での緑化を一層推進するとともに、市街化調整区域での開発の許可基準を見直し、みどりアップ計画により保全を行う地域では、大規模な緑地等の減少を伴う施設の立地を認めないこととするなど、運用の強化を図っていきます。

## (オ) その他

### 【主なご意見の趣旨】

- ・緑は減少しても仕方がない、緑より大事な施策がある。
- ・示されている緑被率は同一基準で行っておらず、信頼性が非常に低い。 など

### 【本市の考え方】

市民の皆様が、ゆとりと潤いのある快適な生活を送るためには、良好な緑の保全・創造は重要なことであると認識しています。

これまで、緑施策・農業施策等で様々な取組を進めてきましたが、強い開発圧力の中で、依然として緑は減少しており、緑は一旦失われると元に戻すことが非常に困難であることから、その対策は喫緊の課題であると考えています。

また、緑被率は、まとまった緑の総量について、概ねの傾向をお示しするための資料としてきたものです。

直近の調査では、300㎡以上のまとまった緑を対象としており、今後は継続的に比較できるよう300㎡以上で集計するとともに、きめ細かな緑化の評価ができるような算定方法も行うという二段構えの調査を行っていきたいと考えています。

## (2) 市民税（個人・法人）均等割超過課税について

### ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
経済状況や負担増の状況など市民生活への影響などから、今回の税制案の導入に反対するもの	342 件
緑を保全する必要性などから、今回の税制案の導入を容認、賛成するもの	160 件
課税方法や税率など、税制案の修正等を求めるもの	124 件
用途の明確化、効果の検証等を求めるもの	50 件
課税期間に関するもの	21 件
その他	23 件
合 計	720 件

### イ 主なご意見の趣旨とそれに対する本市の考え方

#### (ア) 経済状況や負担増の状況など市民生活への影響などから、今回の税制案の導入に反対するもの

##### 【主なご意見の趣旨】

- ・現在の厳しい経済状況や各種負担増の状況等から、新たな税負担は理解できない。
- ・この不況時に中小企業者は大変であり、新たな税金を徴収するのは反対。
- ・内部努力など、既存の財源の中で対応すべきである。 など

##### 【本市の考え方】

現在の厳しい経済状況などは認識していますが、一方で、緑は一旦失われたら元に戻すことが非常に困難であることから、緑の保全・創造に取り組んでいくことも、市政にとって喫緊の課題であると考えています。現在の厳しい経済動向にも十分配慮しながら、一方で将来の横浜の緑にも対処していく必要があると考えていますが、具体的な税制案については、引き続き検討していきます。

なお、これまで本市では、他都市に先駆けて、様々な行政改革を進めてきており、特に内部経費については、職員定数の削減により政令市で人口当たり最少の職員数となるなど、徹底的に切り詰めて市政を運営しています。今後も、そうした改革のスピードを停滞することなく、取組を進めていきたいと考えています。

具体的には、内部経費の縮減を図るため、さらなる職員定数の削減やこれまで以上の全庁的な事務事業の見直しに取り組んでいきたいと考えています。

(イ) 緑を保全する必要性などから、今回の税制案の導入を容認、賛成するもの

**【主なご意見の趣旨】**

- ・緑を守ることは大切なことであり、地球温暖化防止にもつながることから、横浜みどりアップ計画の新たな税制案に賛成する。
- ・年間1,100円くらいの負担で保全、増加するなら自然を残してほしいので賛成。
- ・緑の保全や緑化のために、今回の新たな税制案もやむを得ない。 など

**【本市の考え方】**

具体的な税制案については、引き続き検討していきます。

(ウ) 課税方法や税率など、税制案の修正等を求めるもの

**【主なご意見の趣旨】**

- ・緑を守るための税負担は良いと思うが、現下の経済状況を考え、額を引き下げるべきである。
- ・所得や緑への貢献度に応じた課税にすべきである。
- ・緑減少の原因者に対する課税にすべきである。 など

**【本市の考え方】**

具体的な税制案については、引き続き検討していきます。

(エ) 用途の明確化、効果の検証等を求めるもの

**【主なご意見の趣旨】**

- ・新たな税の用途や効果をわかりやすく公表すべきである。
  - ・用途を明確化するために市民参加の組織を設けていくのはよいことだと思う。
- など

**【本市の考え方】**

新たな税負担により納税していただいた税収を他の財源から分離し明確化するために基金を設置するとともに、関連事業の収支と財源の内訳等を明確にしながら進行管理を行うために特別会計の設置を検討しています。

また、新たな税の用途や効果の検証等を行うため、市民、関係団体、有識者等からなる組織の設置を検討しています。



(オ) 課税期間に関するもの

**【主なご意見の趣旨】**

- ・今回の新税は5年間と定めているが、少なくともまとまった緑地の確保等が完全に行えるまでは、継続して行うべきである。
- ・課税期間が5年とされているが、恒久的なものになってしまうのではないかなど

**【本市の考え方】**

具体的な税制案については、引き続き検討していきます。

(カ) その他

**【主なご意見の趣旨】**

- ・横浜市は住民税が高い。
- ・横浜市税制研究会の最終報告は、市の主導による税ありきの議論であったのではないかなど。

**【本市の考え方】**

住民税(市民税・県民税)の税額の計算方法や税率などが法律で定められており、特に条例に定めない限り、基本的に自治体ごとに税額が変わることはありません。ただし、県民税につきましては、神奈川県では条例に定めるところにより、水源環境保全・再生のための超過課税が実施されているため、他の都道府県下の都市よりも県民税の税額が高くなっています。

また、横浜市税制研究会では、「税はあくまでも政策目的実現ための手段であり、どのような施策を行うかが重要である」との認識のもと、約1年の間、現地視察を含め、合計9回にわたって、精力的にご審議いただきました。最終報告書については、税財政の専門家として、様々な観点から検討をいただいた結果の報告書であると考えています。

### (3) 行財政改革等、行政の内部努力について

#### ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
行財政改革による財源確保を求めるもの	209 件
寄附・募金の拡充などによる財源確保を求めるもの	27 件
合 計	236 件

#### イ 主なご意見の趣旨とそれに対する本市の考え方

##### (ア) 行財政改革による財源確保を求めるもの

###### 【主なご意見の趣旨】

- ・行政改革により財源を確保し、実施すべきである。
- ・事務事業の見直しや職員定数の削減、給与の引き下げなど、内部努力を徹底すべきである。
- ・既存の事業を見直して、必要な財源を確保すべきである。 など

###### 【本市の考え方】

「横浜みどりアップ計画」の推進に向けた財源確保については、新税以外の方法による財源確保努力など、さらなる内部努力も重要であると考えています。

これまで本市では、他都市に先駆けて、様々な行政改革を進めてきており、特に内部経費については、職員定数の削減により政令市で人口当たり最少の職員数となるなど、徹底的に切り詰めて市政を運営しています。今後も、そうした改革のスピードを停滞することなく、取組を進めていきたいと考えています。

具体的には、内部経費の縮減を図るため、さらなる職員定数の削減やこれまで以上の全庁的な事務事業の見直しに取り組んでいきたいと考えています。

##### (イ) 寄附・募金の拡充による財源確保を求めるもの

###### 【主なご意見の趣旨】

- ・緑の大切さを市民に PR し、理解を得て募金、寄附等による資金の確保に努めるべきである。
- ・植樹は募金を募り、募金箱に樹木の命名権を与えたらいいのではないかなど

###### 【本市の考え方】

緑化のイベントや広報・ホームページでの呼びかけなどを通じ、横浜みどりアップ計画の趣旨に賛同していただける市民や企業からの寄附金の募集等を積極的に行っていきます。

また、今年度から取組を始めました「企業提案によるネーミングライツ制度」の活用などによる財源確保にも取り組んでいきます。

#### (4) 固定資産税・都市計画税の軽減について

##### ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
固定資産税・都市計画税の軽減を求めるもの	31 件
軽減に反対するもの	2 件
合 計	33 件

##### イ 主なご意見の趣旨とそれに対する本市の考え方

###### (ア) 固定資産税・都市計画税の軽減を求めるもの

###### 【主なご意見の趣旨】

- ・緑地保全制度等の拡充を図り、固定資産税の軽減による緑地の確保にもっと力を入れるべきである。
- ・大きな住宅の敷地が緑アップにつながれば、緑を楽しむ市民にとってもメリットであるので、固定資産税を軽減すべきである。

###### 【本市の考え方】

緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された市民の森、緑地保存地区等に対して行っている固定資産税等の減免措置について、広く制度の周知を進め、対象の拡大を図るとともに、新たに、緑化認定証の交付を受けた建築物敷地や農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置を導入していきたいと考えています。

###### (イ) 固定資産税・都市計画税の軽減に反対

###### 【主なご意見の趣旨】

工場建設や大規模マンション開発等で緑を減少させたにもかかわらず、一定の緑化を行った敷地の固定資産税等を減免する制度は賛成しかねる施策である。

###### 【本市の考え方】

民有地の緑化を誘導し、市街地の緑化を促進していくため、基準以上の緑化を行った建築物の敷地に対する固定資産税等を軽減する制度を導入してまいりたいと考えています。

(5) その他について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
市民への周知の進め方等について	136 件
合 計	136 件

イ 主なご意見の趣旨とそれに対する本市の考え方

【主なご意見の趣旨】

- ・十分に時間をかけて、多くの意見を聞き、知恵を集める努力をすべきであり、拙速に進めるべきではない。
- ・市民への周知が不足している、広報紙を全戸配布すべきであったのではないかな。
- ・選挙で信を問うべき。 など

【本市の考え方】

20年5月と8月の2回にわたる1万人市民アンケートや今回の市民意見募集、各種団体説明など、様々な場面で多くのご意見をいただきました。具体的な税制案については、引き続き検討していきます。

なお、市民意見募集の周知については、市・区役所、市内公共機関での広報紙の配布やホームページへの掲載、新聞広告の掲載のほか、区民まつりや通勤時間帯における駅前でのチラシ配布など、様々な手段で周知に努めました。

また、できる限り新たな税制案についてご理解いただいたうえでご意見をいただけるよう、各種団体や地域の会合などへの出張説明会などを行いました。

【意見の整理方法】

一通の意見書に複数の意見が記載されている場合、原則として次のように区分し、整理いたしました。

1 異なる趣旨の複数の意見が書かれている場合

同趣旨の意見ごとに区分し、それぞれの項目ごとに一つの意見として分類

(例) みどりアップ計画に賛成する。しかし、その財源として新たな税を導入することは反対。

→2つの意見として仕分け

- ①みどりアップ計画に賛成 ②新たな税制案に反対

2 同趣旨の複数の意見が書かれている場合

一つの意見として分類

(例) 緑を守るために広く薄く負担することに賛成である。新たな税制案はやむをえないと思う。

→1つの意見として仕分け

- ①緑を守るために広く薄く負担することに賛成である。新たな税制案はやむをえないと思う。





広報 **よこはま** 特別号

# 横浜の緑を守る!

平成20年10月発行  
 (編集・発行)  
 横浜市環境創造局環境政策課  
 ☎045-671-2888 045-641-3490  
 横浜市行政運営調整局税制課  
 ☎045-671-2252 045-641-2775

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進に向けた新たな税制案について発表しました

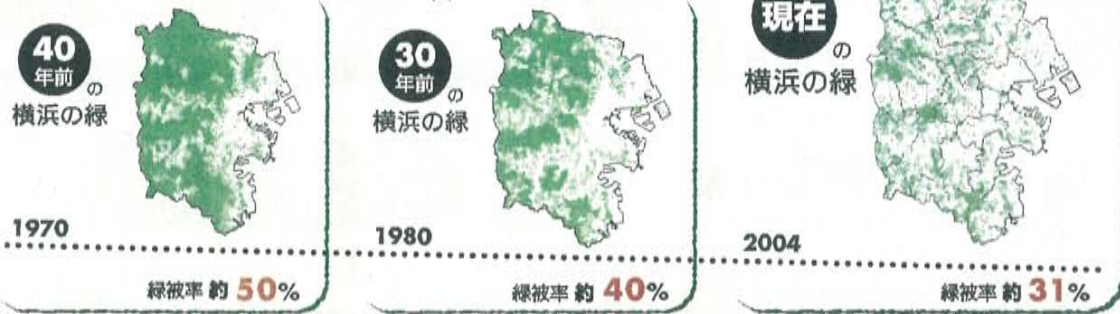
横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的として、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。また、計画の安定的な財源確保策として、新たな税制の導入を検討しています。  
 平成20年10月 横浜市

あなたの  
意見  
をお聞かせ  
ください

## 横浜の緑の現状 ~横浜の緑がピンチです!~

# 緑

の総量は減少を続けており、毎年日産スタジアム15.5個分にあたる約100haの山林・農地が失われています。

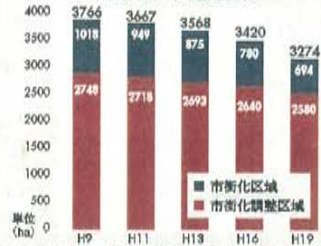


※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示ししたものです。

### 山林の面積推移



### 農地の面積推移



※固定資産税課税等をもとに集計(農地については市街化区域農地、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

減少に伴う  
緑の  
様々な  
課題

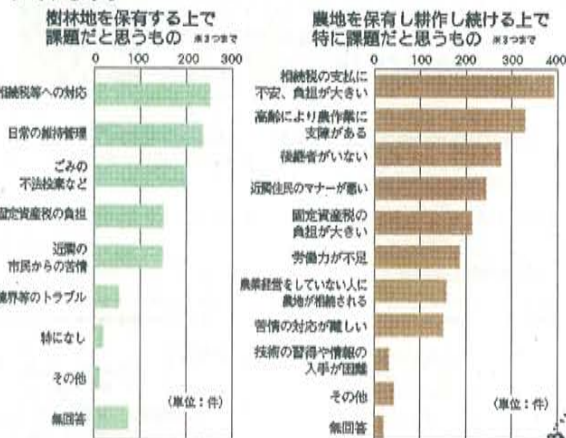
- 都市の潤いの減少! → 都市生活のストレスを癒やしてくれる緑の減少は、都市にとって大きなマイナスです。
- 夏の暑さが厳しく! → 地球温暖化やヒートアイランド現象の顕在化により、横浜の年平均気温は100年間あたり約2.6度上昇しています。
- 都市型水害の危険! → 緑の減少等が、保水遊水機能の低下をまねき、浸水被害が発生しやすくなっています。
- 食と農の危機! → 食べ物と緑あふれる自然環境をつくっている農地が減り、旬を味わう機会が減っています。
- 生き物たちも困っています! → 緑地の減少や孤立化により、生物の生息環境に影響が生じています。

## 土地所有者の声 市民の声 を聞きました

### 緑減少の原因・課題

市街化調整区域の農地・農地所有者へのアンケート調査(平成19年9月)  
 (対象:1,828人、回収数:774通(回収率42.9%))

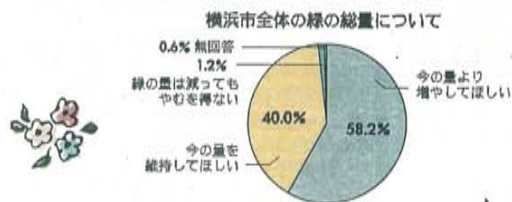
横浜の緑の多くは民有地に依存し、土地所有者の方々には日常の維持管理や相続などの負担が大きく、緑減少の一因となっています。



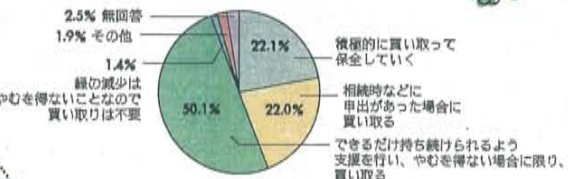
### 緑に対する市民意識

横浜の緑に関する意識調査(平成20年5月)  
 (対象:10,000人、回収数:4,171通(回収率41.7%))

緑の総量の維持・向上に対する意識は高く、緑を守るために買取をすすめることについては、「できるだけ持ち続けられるよう支援を行い、やむを得ない場合に買い取る」という意見が約半数を占めています。



### 緑を保全するために横浜市が買取をすすめることについて



# 失われています。

約100haの山林・農地が



# 横浜みどりアップ計画

## 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の素案

土地所有者や市民の声をもとに、次のように考えました。

～横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを、目指します～

### 横浜みどりアップ計画の目指す横浜の姿

#### 大都市だけどふるさとのある横浜

まとまった規模の緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、大都市でありながら、同時にふるさとや田舎のすばらしさも併せ持った横浜を目指します。



#### 街なかに緑あふれる横浜

人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。市街地に残された斜面緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地などさまざまな街に緑を増やし、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。



緑の総量を維持しつつ、長期的には向上している

★横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (素案)  
URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/eto/jyorei/kakaku/midori-up/>

## 新規・拡充施策

### 樹林地を守る施策

平成21年度～25年度事業費合計 <約490億円>



施策内容	施策内容
<b>継続保有の促進</b> ★できるだけ持ち続けてもらう ●緑地保全制度等の拡充 特別緑地保全地区や原流の森の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」へ引き下げるとともに、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者と市が公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる「市民緑地」や所有者と市が協定を締結することにより管理負担の軽減や相続時の評価減が図れる「管理協定」の導入を図ります。 ●篤志の奨励制度 公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置するなど、顕彰する制度を進めます。 ●安全・明るい森づくり 手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため間伐や整備などを行うとともに、危険斜面の整備等、防災、安全対策を推進します。また、協働により緑地管理計画を策定し、市民協働による樹林地管理を進めます。 ●森の守り人の育成 市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行う愛護団体等への活動支援を拡充します。	<b>農地を守る施策</b> 平成21年度～25年度事業費合計 <約57億円> ●生産緑地制度等の活用 市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。 また、借地公団制度を活用して分区分画を主体とする都市公園(農園付き公園)を整備することにより、大部分を農地の形態のまま保全活用を図ります。 ●地産地消の推進 多機能型の共同直売所の整備に際し、支援を行います。 また、市民に手軽な農体験の場を提供するため、収穫体験農園の新規開設を支援します。 ●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入 生産温室からの二酸化炭素排出を削減するため、省エネ型の施設の導入に対して、助成します。また、リース農業機械の活用により近代化を図ります。 ●田圃景観や水田の保全対策 農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に対し支援を行うことで、遊休農地発生予防と景観保全を図ります。あわせて、水田を保全するための支援も行います。 ●生産基盤整備の拡充 農地の安定的利用に効果のある畑かんがい施設について、防災協力農地への登録を条件に、面積要件を緩和し、小規模集約農地への整備を可能とします。 ●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 農業専用地区など、夜間通りの少ない集約農地で多発している不法投棄を予防するため、不法投棄予防設備を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、農業飛散、臭い、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、必要な資材等の導入支援等を行います。 ●機械作業の受託組織の育成 農業機械による作業ができない農家のため、地域に根ざした農業機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。 ●コーディネーターの活用 市民協働による農作業を促進するため、市民と農家の橋渡しができる人材を派遣し、労働力不足の農家への支援や市民農園の拡充を図ります。 ●農業後継者・横型担い手育成 農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。さらに、農業に参入したい福祉法人や企業の参入促進のため、市が土地所有者から土地を借り、特定法人へ貸し付ける事業を拡充して進めます。 ●農地の貸し手への支援 農地の長期(6年以上)貸付を行う所有者を支援することで、安定的な貸借を促進し、農地の保全を図ります。 ●公的機関による買取及びあっせん 相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開設します。また、規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。 ●国への制度要望 相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。
<b>維持管理の推進</b> ★安心して持ち続けてもらう ●森の楽しみづくり 保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような、さまざまな利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森、森の中のプレイパーク、森の収穫物体験、里山体験などです。 ●森づくり市民提案制度の創設 森づくりに特化した市民提案制度を創設し、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。 ●森の資源循環促進 森林管理で生じたせん定枝や間伐材等、貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。 ●ウェルカムセンター等の整備 森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するための、活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。 ●森林教室等の開講 樹林地保全に関心のある市民を対象に、「北の森」「南の森」の拠点等を活用し、区役所等と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。	<b>緑をつくる施策</b> 平成21年度～25年度事業費合計 <約56億円> ●地域緑のまちづくり 住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。 ●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取組み、保育園や幼稚園、学校の芝生化事業を推進します。 また、公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。 ●街路樹の維持管理 街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。 ●民有地緑化の誘導等 基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を減免する制度の導入を図ります。一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実を図ります。 また、継続して国への制度要望(緑化地域制度の拡充)を行います。
<b>利活用促進</b> ★里山を活かした楽しみと資源の活用 ●里山の活用 森林管理で生じたせん定枝や間伐材等、貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。 ●ウェルカムセンター等の整備 森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するための、活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。 ●森林教室等の開講 樹林地保全に関心のある市民を対象に、「北の森」「南の森」の拠点等を活用し、区役所等と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。	<b>緑化の推進</b> ★地域で取組めば効果もアップ ●地域ぐるみで進める緑化 住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。 ●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取組み、保育園や幼稚園、学校の芝生化事業を推進します。 また、公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。 ●街路樹の維持管理 街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。 ●民有地緑化の誘導等 基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を減免する制度の導入を図ります。一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実を図ります。 また、継続して国への制度要望(緑化地域制度の拡充)を行います。
<b>確実な担保</b> ★いざという時の買取りなど ●よこはま協働の森基金制度の見直し 市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金を合わせて、身近な小規模樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度のあり方を検討するとともに、より活用される制度とするため、適用条件の緩和等を図ります。 ●国への制度要望 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。	<b>担い手育成</b> ★農業を支える多様な担い手 ●農業後継者・横型担い手育成 農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。さらに、農業に参入したい福祉法人や企業の参入促進のため、市が土地所有者から土地を借り、特定法人へ貸し付ける事業を拡充して進めます。 ●農地の貸し手への支援 農地の長期(6年以上)貸付を行う所有者を支援することで、安定的な貸借を促進し、農地の保全を図ります。 ●公的機関による買取及びあっせん 相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開設します。また、規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。 ●国への制度要望 相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。

※施策内容の 部分を除いたものについて「新たな税制」の使途として現在検討しています。

### 施策に必要な費用(事業費)

事業費は、現時点での計画事業費です。

- 5か年事業費 合計約603億円(うち一般財源約251億円)
- 単年度平均 約121億円(うち一般財源約50億円)

参考 平成20年度予算 約36億円  
対20年度予算増減率 約85億円(うち一般財源約38億円)

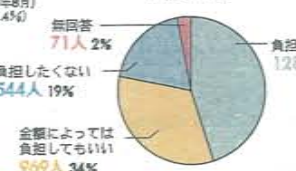
※事業費の算定として、国や県からの補助金や借入金である市債(特定国債)を充てられる場合があり、それ以外を市債をはじめとする一般財源によって事業を実施することになります。本資料では、その一般財源の額をカッコ内にうかがって表記しています。

### 財源に対する市民意識

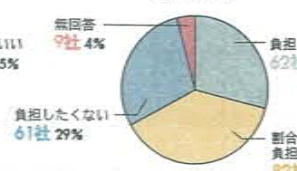
横浜の緑の保全・創出施策と財源確保に関する市民意識調査(平成20年8月)  
(対象:個人10,000人、法人:1,000社、回収率:個人28.7% 法人21.4%)

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進には、安定的な新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て市民(個人・法人)の皆さまに新たな負担(市民税均等割)としてお願いする場合は、個人では年間1,300円程度、法人では年間均等割額の13%程度になると試算されます。この額を負担することについて、アンケートでは、個人は8割程度が、法人では7割程度が「負担しても良い」、「金額によっては負担しても良い」と答えています。

#### 《個人》



#### 《法人》



### 樹林地を守る施策【達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大(現在の約830haから約2倍以上)し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を保全することを目指します。また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

### 農地を守る施策【達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、約50haの農地の保全を図ります。また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

### 緑をつくる施策【達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進(生垣設置約1km、公共施設緑化約10haなど)します。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)により、3つの分野で目標達成を目指します!

※事業費及び金額は5か年の総計です。実際の事業費は年度ごとに増減があります。



# 新たな税制案について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）を着実に推進するためには、安定した財源の確保が重要です。

そのため、横浜みどりアップ計画で行う新規・拡充施策のうち、広く市民の皆さまに受益が及ぶような施策について、新たな税制として、市民の皆さまに広くご負担をお願いしたいと考えております。



## ① 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割（個人3,000円、法人5～300万円）を課税しています。今回の超過課税はその均等割に一定額（率）を上乗せする方法です。

納税義務者

市民税（個人・法人）均等割納税義務者

（個人）平成20年度個人市民税均等割納税義務者数 約181万人

（法人）平成19年度法人市民税均等割納税義務者数 約9万5千社

※市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課税されません（非課税等）。

（例）

65歳以上年金のみ収入	収入金額155万円以下（所得金額35万円以下）
単身世帯	収入金額211万円以下（所得金額91万円以下）
夫婦世帯（どちらかが扶養）	収入金額100万円以下（所得金額35万円以下）
結婚所得者	収入金額256万円未満（所得金額161万円以下）
単身世帯	
標準世帯（3人扶養）	

## ② 使途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）のうち、①保全により直接的な効果がある樹林地・農地の公有地化等や、②市民の皆さまが身近に緑を実感することができるような緑化の推進、③樹林地等の維持管理の充実による緑の質の向上、④ボランティアなど市民参画・協働の促進につながる事業などの施策を市民税均等割超過課税によって実施していきたいと考えています。

また、市民税均等割超過課税の使途から除外する施策の事業費については、既存財源からの捻出などの工夫によって対応していきたいと考えています。

※2～3ページに記載している施策のうち、          の部分を除いたものが、市民税均等割超過課税の使途として、現在検討している施策内容です。

## ③ 市民税均等割超過課税によって実施する施策の必要財源額

約32億円（単年度平均）

※必要財源額は、2～3ページの表の網掛けしていない施策に必要な現時点での計画事業費で、一般財源で賄う必要がある額です。

## ④ 現在検討している税率

（個人）年間1,100円

（法人）現行の年間均等割額の11%相当額

（資本金等の規模により5,500～330,000円）

※税収の規模

約32億円（平年度）（個人/約20億円 法人/約12億円）

## ⑤ 実施期間

平成21年度から5年間

（個人）平成21年度分から平成25年度分まで

（法人）平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分

## 参考

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）を踏まえ、その推進に向けた財源確保策の一つとして、課税自主権の活用について、横浜市税制研究会において検討していただきました。

### 〈横浜市税制研究会の報告骨子〉

- 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいることから、課税手法としては多くの市民の方々に広く薄く負担を求める市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしいと考えられる。
- 税率の設定に当たっては、今後、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。
- 課税期間の設定については、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的である。
- 使途を明確化するために、新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく、市民参加の組織を設けていくべきである。

横浜市税制研究会 URL

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/kenkyukai/>



## 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の 推進に向けた新たな税制案について ご意見をお寄せください。

### \* 実施期間

平成20年10月18日（土）～11月9日（日）まで

【提出先】

### \* 案の閲覧場所

横浜市内各区役所、市役所（市民情報センター、行政運営調整局税制課、環境創造局環境政策課）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市行政運営調整局  
主税部税制課

### ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/mldorf-up/> からも閲覧できます。

FAX: 045-641-2775

e-mail: gy-zeiken@city.yokohama.jp

### \* 意見募集結果の公表

上記閲覧場所およびホームページにおいて、平成20年11月中旬（予定）に公表します。

※ 閲覧や持参は、平日の  
8:45～17:15に  
お願いします。

### \* ご意見の提出方法

平成20年11月9日（日）までに、郵送、ファクシミリ、電子メールに住所・氏名

を明記して、右記提出先にお送りいただくか、直接持参してください。※様式は問いません。

問い合わせ先

横浜みどりアップ計画に関すること

● 横浜市環境創造局環境政策課

TEL: 045-671-2688 FAX: 045-641-3490 e-mail: ks-mimiplan@city.yokohama.jp

新たな税制に関すること

● 横浜市行政運営調整局税制課

TEL: 045-671-2252 FAX: 045-641-2775 e-mail: gy-zeiken@city.yokohama.jp

横浜市では、この10年間で、市税などの収入が大きく減少する一方、福祉・医療などに必要となる経費が大きく増加しており、市民の皆さまのために政策的に使うことができる財源が年々減少を続けています。

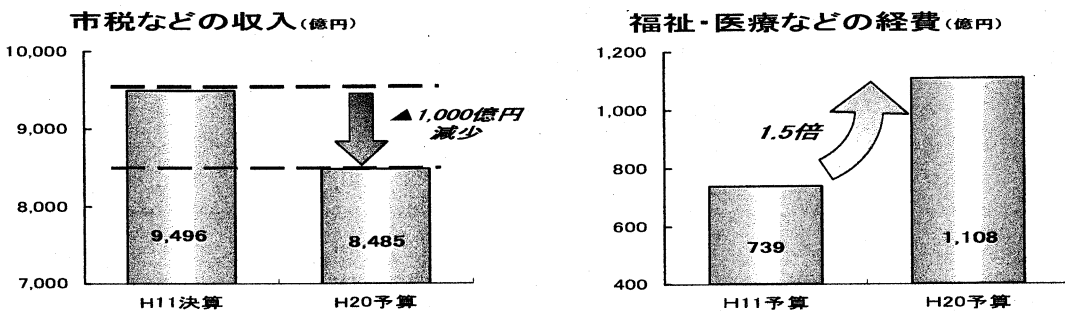
こうした中、横浜市では、内部経費を徹底的に切り詰めて、市政を運営しています。

具体的には、5年間の職員削減目標（▲1,900人）を2年前倒しで達成し、▲183億円の人件費削減を図り、人口1,000人あたりの職員数は政令指定都市で最少（5.71人）となっています。

また、職員給与についても、政令指定都市で初めて、特殊勤務手当を原則廃止し、▲29億円を削減しました。

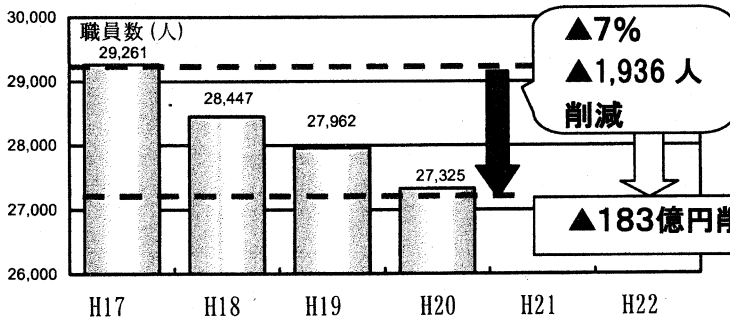
市民の皆さまに新たな税負担をお願いする上で、引き続き、徹底的な内部経費の縮減に努め、事務事業の見直しを進めてまいります。

### 年々厳しさを増す財政状況



### 徹底的に内部経費の縮減に取り組んでいます

#### 1 職員数の見直し



#### 2 職員給与の見直し

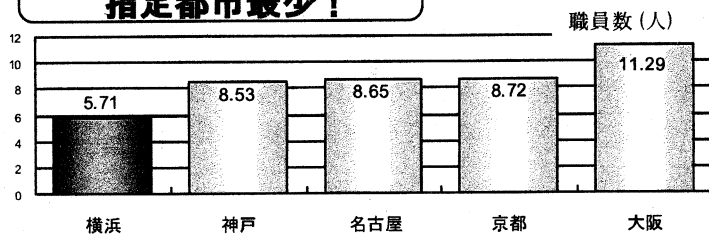
- 指定都市初！特殊勤務手当の原則廃止 (H16～)

▲29億円削減

計▲212億円削減

職員数を見直した結果

人口1,000人あたり職員数  
指定都市最少！



※ 意見募集期間中(11月9日まで)、10名以上お集まりの会合等に、ご要望に応じてご説明にうかがいます。先着順で日程の調整をさせていただきますので、裏面の意見提出先までご連絡をお願いします。



**横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進に向けた新たな税制案に関するご意見をご記入ください。**

**貴重なご意見ありがとうございました。**

(1) 区分	個人 ・ 法人	※個人又は法人のどちらかに○印をつけてください。
(2) 住所・所在地	横浜市 区	
(3) 氏名・名称		

**【意見募集期限】** 平成 20 年 11 月 9 日 (日) 必着

**【提出先】** 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市行政運営調整局主税部税制課  
TEL: 045-671-2252 FAX: 045-641-2775 e-mail: gy-zeiiken@city.yokohama.jp  
※閲覧や持参は、平日の 8:45~17:15 をお願いいたします。

**【ご意見の提出方法】** 郵送、ファクシミリ、Eメールで上記の提出先にお送りいただくか、直接持参してください。(住所・所在及び氏名・名称をご記入ください。)

**【意見募集の結果について】** 募集意見の結果は、上記の閲覧場所及びホームページで、11月中旬(予定)に公表(個人情報を除く)するとともに、条例案を作る際の参考とさせていただきます。

**【個人情報の取扱】** お寄せいただいた個人情報につきましては、この市民意見募集のために使用し、これ以外の目的には使用しません。

## 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に 向けた新たな税制案に関する 市民意見募集のお知らせ

意見募集期限  
平成20年 11/9日 まで

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）を着実に推進するためには、安定した財源の確保が重要です。そのため、横浜みどりアップ計画で行う新規・拡充施策のうち、広く市民の皆さまに受益が及ぶような施策について、新たな税制として、市民の皆さまに広くご負担をお願いしたいと考えております。横浜市では新たな税制案について、次のとおり市民の皆さまからの意見を募集いたします。

- 案の閲覧場所** 横浜市内各区役所、市民情報センター（市役所1階）、行政運営調整局税制課、環境創造局環境政策課
- ご意見の提出方法** 郵送、ファクシミリ、Eメールで下記の提出先にお送りいただくか、直接持参してください。（書式は自由です。住所・氏名をご記入ください。）
- 意見募集結果の公表** 意見募集の結果は、上記の閲覧場所及びホームページで、11月中旬（予定）に公表します。
- 提出先・お問い合わせ** 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市行政運営調整局主税部税制課  
TEL:045-671-2252 FAX:045-641-2775 e-mail:gy-zeiken@city.yokohama.jp  
【ホームページ】<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/midori-up/>  
閲覧や持参は、平日の8:45～17:15にお願いします。

### 新たな税制案について

- 課税方式／市民税（個人・法人）均等割超過課税方式
- 超課税額／【個人】年間 1,100円 【法人】現行の年間均等割額11%相当額
- 実施時期／平成21年度から5年間  
【個人】平成21年度分から平成25年度分まで  
【法人】平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分

### 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）について

市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的とし、樹林地や農地を保全するとともに、緑化などにより街に緑を増やしていく計画です。

【お問い合わせ】 横浜市環境創造局総合企画部環境政策課 TEL:045-671-2688  
e-mail:ks-mimiplan@city.yokohama.jp FAX:045-641-3490

## 経済団体や地域団体等に対する説明会での主な意見

説明会実施団体数：120団体

経済団体等	84団体
地域団体等	36団体

### 【主な意見】

#### <経済団体等の意見>

- ・ 現下の厳しい経済状況の中では、新たな税負担は理解が得られない。
- ・ 諸外国の都市のように緑あふれる都市とするため、新たな税制案についても賛成する。
- ・ 内部努力を先に行うべき。既存の財源で緑保全になる施策に力を入れるべき。
- ・ 緑は夢のある話で税負担はやむを得ない。単なる対処療法にとどまらない対応を。
- ・ 緑の保全に向けて、企業もボランティア活動をしている。こうしたパワーを生かして。
- ・ みなとみらい21地区では木陰がない。民間の力で緑をつくる、横浜スタイルを。
- ・ 5か年間はよいが、だまって継続しないこと。どうやってチェックするか。
- ・ 緑の保全計画としての「みどりアップ計画」については好ましい施策であると考えますが、その財源として新税（緑新税）の導入については、避けるべきである。
- ・ 財政状況が厳しいことは理解するが、新たな施策を企画・立案し、実行するたびに、その財源を増税によって措置することは、前例となるとの懸念を抱かせる。
- ・ 緊急経済対策を検討しなければならないほどの現下の厳しい経済環境のもとでの新税導入は、企業活動や市民生活に一層の悪影響を及ぼすことは必至である。
- ・ 新たな施策については、既存の財源の範囲内で優先順位を決めて実施すべき。
- ・ 緑新税の導入にあたっては、国や県の環境保全施策との整合性に配慮し、効果的な財源確保の仕組みを構築すべき。

#### <地域団体等の意見>

- ・ まずは内部の努力を示したうえで、それでも足りない場合に新税をお願いすべき。
- ・ みどりアップ計画はぜひ推進して欲しい。
- ・ そもそも緑が減ってきた原因は市が開発を認めてきたからであり、今になって緑を保全するために、新たな税負担を求めるのは理解できない。
- ・ 緑を減らしている開発者などに課税すべき。
- ・ 市民に周知されていないので、もっと時間をかけて説明し理解を求めるべき。